

令和7年第4回定例会

雨竜町議会会議録

令和7年12月 9日 開会

令和7年12月 9日 閉会

雨竜町議会

## 令和7年第4回雨竜町議会定例会会議録

### ○議事日程（第1号）

令和7年12月9日（火曜日） 午前10時00分開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸報告

議会報告、例月出納検査報告、行政報告、教育行政報告、行政常任委員会  
所管事務調査報告

第 4 一般質問

第 5 議案第59号 専決処分した事件の承認について

「令和7年度雨竜町一般会計補正予算（第4号）」

第 6 議案第60号 議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

第 7 議案第61号 特別職給料額等支給条例の一部を改正する条例の制定につい  
て

第 8 議案第62号 雨竜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

第 9 議案第63号 令和7年度雨竜町一般会計補正予算（第5号）

第10 議案第64号 令和7年度雨竜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

第11 議案第65号 令和7年度雨竜町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）

第12 議案第66号 雨竜町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

第13 議案第67号 雨竜町道路線の認定について

第14 議案第68号 雨竜町ジュニアスクールを管理する指定管理者の指定につい  
て

第15 議案第69号 雨竜町監査委員の選任につき同意を求めることについて

- 第16 議案第70号 雨竜町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求め  
ることについて
- 第17 議案第71号 滝川市の公の施設の雨竜町民の利用について
- 第18 発議第 2号 雨竜町議会議員定数等検討特別委員会設置に関する決議につ  
いて
- 第19 会議案第6号 閉会中の委員会所管事務調査について

○出席議員（8名）

1番 吉見拓也	2番 佐々木 徹
3番 木村啓治	5番 吉本周治
6番 野村耕次郎	7番 沖田浩一
8番 須見栄一	9番 竹ヶ原利明

○欠席議員（なし）

○会議録署名議員

3番 木村啓治	5番 吉本周治
---------	---------

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	白川久純
農業委員会会長	高島智之
代表監査委員	木村幸一
副町長	源 英博
会計管理者 (出納室長)	先名輝彦
総務課長	安田尚之
住民課長	高瀬則道
産業建設課長	佐々木 督

産業建設課技術長	西 井 浩 司
総務課主幹 (総務)	梶 田 勝 也
総務課主幹 (企画財政)	長 原 康 雄
住民課主幹 (福祉生活環境)	青 柳 祐 揮 枝
住民課主幹 (保健)	佐々木 未 歩
産業建設課主幹 (農政林務)	宗 近 秀 靖
産業建設課主幹 (商工観光)	小 川 智 代
産業建設課主幹 (建設管理)	西 井 浩 司
出納室主幹 (税務会計)	小 川 和 宏
教 育 長	糸 谷 尚 徳
教 育 課 長	瀧 山 智 治
教 育 課 主 幹 (教 育)	北 川 忠
農 業 委 員 会 長 農 事 務 局	佐々木 督
農 業 委 員 会 長 農 事 務 局 次	藤 田 岳 民
監 査 委 員 事 務 局 長 書 記	小 宮 山 めぐみ

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	小 宮 山 めぐみ
主 任 級 主 事	岩 塚 圭 輔

(午前10時00分)

◎開会の宣告

○議長（竹ヶ原利明） おはようございます。ただいまの出席議員は8名であり、定足数に達していますので、令和7年第4回雨竜町議会定例会第1日を開会します。

本定例会の運営について議会運営委員会を開催し、協議を行っております。その内容を委員長、沖田浩一議員より説明します。

沖田浩一議員。

○議会運営委員会委員長（沖田浩一） おはようございます。令和7年第4回定例会の議事運営について、去る11月25日に議会運営委員会を開き、協議をしておりますので、報告いたします。

本定例会の日程、会期及び案件については、町長提出議案は専決処分1件、条例の制定4件、補正予算3件、道路の認定1件、指定管理者の指定1件、人事案件2件、公の施設利用1件。次に、議会提出議案は一般質問2件、発議1件、会議案1件となっております。また、諸報告の中で行政常任委員会所管事務調査報告を聞くことといたします。

以上で報告を終わります。

○議長（竹ヶ原利明） 本定例会について地方自治法第121条第1項に基づく出席要求による説明員は、配付資料のとおりであります。

◎開議の宣告

○議長（竹ヶ原利明） これより本日の会議を開きます。

議事日程について局長より説明させます。

局長。

○事務局長（小宮山めぐみ） 本日の議事日程について説明いたします。お手元に配付してあります議事日程表を御覧ください。

令和7年第4回雨竜町議会定例会議事日程（第1号）。第1日、令和7年12月9日火曜日午前10時開議。日程番号1、会議録署名議員の指名。日程番号2、会期の決定。日程番号3、諸報告といたしまして議会報告、例月出納検査報告、行政報告、

教育行政報告、行政常任委員会所管事務調査報告。日程番号4、一般質問2件。日程番号5、議案第59号、専決処分1件。日程番号6から8、議案第60号から第62号、条例の制定3件。日程番号9から11、議案第63号から第65号、補正予算3件。日程番号12、議案第66号、条例の制定1件。日程番号13、議案第67号、道路認定1件。日程番号14、議案第68号、指定管理の指定1件。日程番号15及び16、議案第69号及び第70号、人事案件2件。日程番号17、議案第71号、公の施設利用1件。日程番号18、発議第2号、発議1件。日程番号19、会議案第6号、会議案1件。以上を本日の議題とするものであります。

なお、議件名については記載のとおりですので、朗読を省略します。

以上で説明を終わります。

○議長（竹ヶ原利明） ただいま局長に説明させた日程により進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、令和7年第4回雨竜町議会定例会議事日程のとおり進めることとします。

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条により、

3番 木村啓治議員

5番 吉本周治議員

を指名します。

#### ◎会期の決定

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定しました。

### ◎諸報告

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号3、諸報告を行います。

まず、議会報告を局長にさせます。

局長。

○事務局長（小宮山めぐみ） お手元に配付してあります議会報告書を御覧ください。今回は、令和7年9月11日から12月8日までの間のものであります。主な件について説明いたします。

1番、10月17日、中空知町議会議長連絡協議会第2回定期総会が奈井江町で開催、2番、10月24日、25日に空知町村議会議長会第2回定期総会が札幌市で開催され、両会議に竹ヶ原議長が出席し、中空知、空知それぞれの今後の事業予定や令和8年度事業計画、役員選出などについて協議しております。

5番、11月9日から11日にかけて中空知町議会議長連絡協議会道外行財政制度政務調査に竹ヶ原議長が出席、三重県多気郡多気町に訪問し、広域連携で取り組むデジタルを活用した地域活性化について調査を実施しました。また、引き続き11月12日、町村議会議長全国大会に出席し、全国町村議会議長会として要望書案や決議案の採択を行っております。

そのほか議会の動静や各委員会の開催状況につきましては記載のとおりであり、説明を省略させていただきます。

以上で議会報告を終わります。

○議長（竹ヶ原利明） 次に、例月出納検査報告を聞きます。

木村代表監査委員。

○代表監査委員（木村幸一） 例月出納検査の結果について報告申し上げます。

令和7年度会計、8月分については9月17日に、同じく9月分については10月14日に、同じく10月分については11月14日にそれぞれ実施しており、地方自治法第235条の2第3項の規定により議長宛てに報告してございます。写しがお手元に配付されていると存じますが、一般会計並びに国民健康保険特別会計、後期高齢

者医療特別会計、農業集落排水事業会計について関係諸帳簿、証憑書類並びに現金、預貯金を照合し、いずれも適正に執行されており、相違ないことを確認いたしました。

なお、各計数につきましては調書のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

以上で報告を終わります。

○議長（竹ヶ原利明） 次に、町長より行政報告を聞きます。

白川町長。

○町長（白川久純） おはようございます。私のほうから、議長のお許しをいただきましたので、雨竜町行政報告書の報告をさせていただきます。皆さんのお手元にあるとおり、令和7年9月4日から令和7年12月8日までのものでございます。

まず最初に、一部事務組合議会の開催について、（1）の滝川地区広域消防事務組合議会から（7）の事務組合の第2回の定例会までのものでございます。

1枚めくっていただきたいと思います。右肩、資料1とございます。まず、滝川地区広域消防事務組合の議会、第4回臨時会が10月30日に開催されております。私と木村議員、野村議員が出席しております。ここでは補正予算1件、それから専決処分が2件、そして控訴の提起ということで、説明にあるとおり、滝川地区消防事務組合が札幌高等裁判所に控訴をするという案件についての議案が可決されたところでございます。

2つ目、中空知衛生施設組合の議会、第2回定例会、11月26日、私と木村議員、佐々木議員が出席しております。専決処分のほか、一般会計の補正予算第1号、それから6年度の決算の認定が提案されましてそれぞれ可決、認定されたところでございます。

3番目、石狩川流域下水道組合議会第2回定例会が11月26日、私と吉本議員が出席しております。条例等の専決処分のほか、補正予算の第2号、それから6年度決算についてそれぞれ可決、認定されたところでございます。

4番目、空知教育センター組合議会第2回定例会、11月26日、野村議員が出席しております。規約等の変更の専決処分のほか、教育委員の任命が新たに1件、それから一般会計ほか2特別会計の決算認定、それぞれ原案どおり認定されたところでござ

ざいます。

めくっていただきますと5番目、中・北空知廃棄物処理広域連合議会第2回定例会、11月27日に開催されております。私と木村議員が出席したところでございます。6年度決算の認定についてということで認定がされております。

6番目、中空知広域市町村圏組合議会第2回定例会が11月28日に開催されております。私と竹ヶ原議員、沖田議員が出席しております。規約等の専決処分のほか、広域圏の一般会計並びに3特別会計の決算の認定でございます。全て原案どおり認定されております。

7番目、滝川地区広域消防事務組合議会第2回定例会が11月28日、私と木村議員、野村議員が出席されております。ここでは補正予算第3号、それから条例の改正3件、さらには令和6年度の一般会計の決算の認定、それぞれ原案どおり可決、認定されたところであります。

表紙に戻っていただきまして、その他、指定寄附金の状況でございます。ここにありますように2件の指定寄附金合わせまして305万円の指定寄附をいただいたところであります。この2件につきましては、それぞれ後ほど提案させていただきます補正予算第4号並びに第5号において歳入として予算計上をしたところでございます。

また、(2)番、ふるさと寄附金、9月1日から11月30日関係分であります。全体で4,932件のご寄附をいただいております。寄附の総額が1億9,269万7,200円ということで、前年同時期から比べますと7,558万7,500円の増、率にして64.5%の増というふうになってございます。寄附者の内訳であります。道内からは548件、前年同期と比べまして52件の増、道外からは4,384件、1,256件の増、合計しまして4,932件ということで、件数は1,308件の増となっております。令和7年度のこれまでの総額でございますけれども、3億7,511万8,700円、前年同期と比べますと1億6,360万6,600円の増、率にしまして77.4%の増でございます。件数の内訳としまして、道内では935件、ここは前年同期と比べて190件の減、道外では7,882件、263件の減、合計では8,817件、453件の減となっております。件数では減となっておりますけれども、寄附額が多くなっているというのは、様々なふるさと納税の制度

の見直しが10月1日から変わったというところで、その前段に10月に金額も多く、件数も多くご寄附をいただいた結果かなというふうに考えております。

その他としまして、北海道国営農地再編整備事業推進連絡協議会の中央要請、10月27日から29日の間、東京のほうで要請活動を行っております。これは、推進連絡協議会の副会長としての立場で要請活動をさせていただいております。また、全国過疎地域連盟の第60回総会、これが11月17日から19日の間で、18日は北海道開発予算の中央要請、それから19日は全国町村長大会、さらには防災危機管理トップセミナー、こちらのほうにも出席をさせていただいたところであります。

資料にはございませんけれども、昨夜緊急速報が発表されております。12月8日の午後11時17分、青森県東方沖で地震が発生し、強い揺れに備えてくださいということでありました。最大震度が6強、地震の深さは約54キロメートル、マグニチュード7.5という発表でございました。これによりまして北海道、青森県、岩手県に津波警報が発令されております。雨竜町では震度3を記録してございます。11時30分頃までには特別職三役及び管理職が役場庁舎に登庁しました。まずは駆けつけるということで、これは地域防災計画の地震、震度4では災害対策連絡会議第1非常配備ということになってございます。テレビ等で情報を確認し、午前零時には退庁したところでございます。幸いにも町内の被害は確認されておられませんけれども、一部報道では負傷者、それから住宅火災が発生しているということで、被災された方にはお見舞いを申し上げたいと思っております。9日午前2時45分には津波注意報、その前に津波警報が発令されておりますけれども、午前2時45分には津波注意報、今朝6時20分には全て解除ということになっております。

今回の地震で北海道から三陸沖にかけての地域で大規模地震が発生する可能性が平常時より高まっているというふうにされておりました。9日の午前2時には気象庁が北海道三陸沖後発地震注意報というのを初めて発令されました。対象は、北海道ほか東北を含めた7道県、182市町村となっております。北海道では、主に太平洋側の沿岸にある当該の市町村が対象になっておりまして、本町は対象外ということになっておりますが、今後の災害情報、地震情報には十分注意していくとともに、防災対策をさらに強化していきたいということでございます。また、住民の皆さんには自らの

命は自ら守るという基本原則に立って、そして防災対策会議の中でも今後の厳冬期、冬にかけて様々な災害、交通障害等々含めて万全の体制を取っていきたいというふうに考えております。

以上を申し上げまして、私から行政報告とさせていただきます。

○議長（竹ヶ原利明） 次に、教育長より教育行政報告を聞きます。

糸谷教育長。

○教育長（糸谷尚徳） 皆さん、おはようございます。教育行政報告を行います。今回は、令和7年9月4日から12月8日までの間のものであります。

1番目の令和7年度全国学力・学習状況調査の結果公表についてでございます。全国学力・学習状況調査、本年4月に小学6年生は国語、算数、理科、中学3年生は国語、数学、理科の教科で実施されております。本調査結果が子供たち全ての学力を網羅しているとの考えはありませんが、本調査結果を有効活用するために小中学校と教育委員会において結果分析を行いまして、その中で雨竜町の子供たちの学習実態を把握し、個々の学習面の強みや弱み等の実態把握、個別の支援や指導方法の工夫、改善、補完的な学習の設定など、小中学校の学力向上対策を講じております。なお、今年度につきましては、北海道教育委員会指導の下、公表時期を例年より早めまして、結果分析及び今後の改善方策を児童生徒一人一人に寄り添い、より細かく指導していくことが大切であるとのことから、北海道教育委員会の公表時と合わせて小中学校保護者へ既に公表しておりますことを申し添えます。

それでは、A3判の資料1を御覧ください。様式のレイアウトが若干変更となりましたが、公表内容については以前同様教科全体の状況、レーダーチャートを活用したもの、平均正答率、児童生徒の質問紙調査の状況とその調査結果の分析、今後の改善方策などを示したものを1枚の表にまとめてあります。レーダーチャートについては、全国を100といたしまして黒の線で表示しております。北海道がオレンジ色、本校分、雨竜町分がピンク色で表示しています。なお、中学校における理科につきましては、平均IRTスコアで表示されているためレーダーチャートには表記されておられません。

それでは、左側のまず小学校のレーダーチャートを見ていただきたいと思います。

国語につきましては、6つの領域中5つが100ポイントを上回る結果となりました。算数については5つの領域全てが上回り、理科については4つの領域中2つが100ポイントを上回っております。右肩の上のほうに平均正答率、全国と比較したものが載っておりますけれども、国語で5.2ポイント、算数で7ポイント、理科で5.9ポイント上回る結果となりました。

次に、中学校のレーダーチャートを御覧ください。国語については4つの領域中で1つ、数学については4つの領域中2つが全国を上回る結果となりました。平均正答率は、国語、数学とも全国平均を1.3ポイント下回る結果となっております。なお、理科につきましては、今年度タブレットによる回答方式となりました。ネットワークの関係上全国一斉に試験日を設けることができず、また問題も学校ごと、そして個人ごとでも異なることから、点数方式とはせず能力推定値での評価、平均IRTスコア方式を採用したものであります。この方式は500を基準とした得点で表すもので、本校の場合はちょうど基準の500点が平均スコアとなったところでございます。全国と比べ3ポイント下回る結果となりました。

次に、質問紙調査の状況でございますが、小中学校ともいずれも全国、全道を上回る項目が多くなっております。特に小学校では、タブレットなどのICT機器の使用頻度の問いに対しまして、ほぼ毎日使用しているとの回答を得ております。また、中学校におきましても自分の考えをまとめ、発表、表現する場合におけるタブレットなどのICT機器の使用頻度の問いに対しても100%の回答を得ております。各質問紙調査を受けて考えられる要因、分析結果については、記載のとおりでございます。

なお、今回の調査結果を受けまして、今後の町における学力向上対策としては3つの項目を記載してございます。小中学校教員の授業改善と小中相互乗り入れ指導の実施、ICT機器の活用による指導工夫改善と効率的な学習活動の推進、小中学校で連動した家庭学習強調週間の設定と質の向上を掲げ、今後とも義務教育9年間を見通した授業展開と生活習慣の確立を車の両輪と位置づけまして、学校、家庭、地域、行政が一体となって学力向上の取組を推進してまいりたいというふうに考えております。

以上、全国学力・学習状況調査の結果公表についての説明を終わります。

次に、2番目の令和7年度雨竜町教育行政事務の管理執行状況に関する点検評価報

告書についてでございます。この点検評価報告書につきましては、平成20年4月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正、施行されたことにより、その結果に関する報告書を作成しまして、これを議会に提出するとともに公表することとしております。この報告書は、教育委員会内部だけの検証ではなくて、客観性や透明性を確保するため外部評価委員からの意見を取り入れることとなっており、それらをまとめたものがお手元の資料2でございます。

資料2の1ページを御覧願います。趣旨につきましては、ただいま申し上げたとおりでありますので、割愛させていただきます。

次に、2番目の点検評価の対象及び方法であります。今回の対象となる事業につきましては、雨竜町振興基本計画の中の明るい未来を描く教育、文化、スポーツのまちづくりに位置づけられた教育委員会所管の主な事業を実施したその取組について内部、外部点検評価を実施したものであります。2ページから10ページまでは教育委員会の活動の状況及び教育委員会関係委員会の活動状況等を掲載しております。

10ページの次、下段にページ数11と表記していただきたいというふうに思います。全部で11の事業を実施してございます。内部、外部評価のそれぞれの一覧でございませけれども、11月21日に外部評価委員にてここに記載してあります11の事業について点検評価を行ってございます。7つの事業でA評価、3つの事業でB評価、1つの事業でC評価となっております。11全ての事業については、いずれも継続となっております。

以上で令和7年度雨竜町教育行政事務の管理執行状況に関する点検評価報告書についての説明を終わります。

次に、3番目、雨竜町スポーツ奨励賞の表彰についてであります。令和7年9月24日に雨竜中学校生徒に対する個人3名、団体2つに対してスポーツ奨励賞の表彰を行っております。個人の表彰はいずれも3年生でありまして、岡村さんは陸上で、布川さん、長原さんはソフトテニスで、また団体では雨竜中学校女子バレー部と雨竜中学校野球部が北海道大会へ出場したことによるものであります。表彰の理由、詳細については記載のとおりでございます。

4番目のスポーツ少年団の活動の結果についてでございます。バレーボール少年団、

9月27日、雨竜町で開催されました第51回北空知小学生バレーボール大会にアルテミス雨竜が出場し、準優勝しております。また、10月4日、深川市で開催された第34回ふかがわカップ小学生バレーボール大会深川地区予選に同じくアルテミス雨竜が出場し、優勝しております。この2つの大会はいずれも北海道大会につながっております。11月1日から2日にかけて富良野市で開催されました道北大会、11月23日、深川市で開催されましたふかがわカップ全道大会に出場しておりますが、残念ながらいずれの大会も1回戦で敗退という結果でございました。

5番目の雨竜中学校の部活動の結果についてであります。まず、女子バレーボール部です。9月13日、深川市で開催された令和7年度北空知地区中学校バレーボール大会新人戦を含め3つの大会に雨竜中学校、沼田中学校の2校による合同チームで出場しております。結果は、9月13日の新人戦と11月8日に行われました深川協会長杯で優勝、10月4日開催のはまなす大会は準優勝でありました。ソフトテニス部です。9月13、14日の両日、砂川市で開催された第47回ゴーセン杯中空知中学校新人戦ソフトテニス大会の団体戦、個人戦ダブルス、シングルス戦にそれぞれ出場しております。女子団体では準優勝し、空知大会への出場権を得ています。男女とも個人戦のダブルスで1組ずつが空知大会へ、また男女個人戦シングルス部でも1名ずつが空知大会への出場権を得ています。他の結果については記載のとおりでございます。なお、男子団体戦につきましては、大会エントリーしたものの当日体調不良者が出まして、当日棄権をしております。

以上で教育行政報告を終わります。

○議長（竹ヶ原利明） 次に、行政常任委員会から所管事務調査報告を聞きます。

行政常任委員会委員長、吉見拓也議員。

○行政常任委員会委員長（吉見拓也） それでは、行政常任委員会所管事務調査報告を行います。お手元の報告書を御覧ください。

日時については、令和7年11月19日及び20日の2日間。

出席者につきましては、記載のとおりとなっております。

調査結果、学校施設の現状と今後の環境整備。現在の雨竜町立学校の校舎は、平成23年から25年にかけて体育館の新築、校舎の増改築、耐震補強、各設備の大規模

改修工事を実施し、平成26年に小学校、中学校併設校として開校されたが、暖房器具は10年以上使用されており、メーカーの部品供給が難しい状況での対応となっている。令和3年にはエアコンの設置により猛暑にも対応した学習環境が整備されており、今後は今ある設備を長期的に利用するためにも計画的な維持管理が必要になってくる。

GIGAスクール構想により、令和2年度からICTを活用した教育として1人1台のタブレット端末を使用しているが、今年度端末の更新を迎え、ハード面の整備を進めており、併せてソフト面においても計画的に対応していくべきである。

児童数の減少により複式学級も考えられるが、単式学級の維持のためにも予算と教員の確保が必要であり、保護者の要望を十分に取り入れた上で対応されたい。

校舎建設後50年以上経過し、将来的に大規模改修工事もしくは建て替え等を検討し、行政として早い時期に方向性を決めて進めていくべきである。建て替えの場合は、建設場所も含めた中で施設の規模、また現在の小中一貫型の教育あるいは義務教育学校の新設等の検討を十分され、引き続き子供たちが安全、安心に学校生活を送れるよう取り進められたい。

以上です。

○議長（竹ヶ原利明） 以上で諸報告を終了します。

#### ◎一般質問

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号4、一般質問を行います。

質問者は内容を簡潔明瞭に質問され、答弁者も簡潔に答弁願います。

質問順1番、熊対策における現状認識と危機管理。

6番、野村耕次郎議員。

○6番（野村耕次郎） 6番、野村でございます。通告に従い、熊対策における現状認識と危機管理についてと題してお伺いさせていただきます。

道内のヒグマの推定生息数は、1万1,661頭と30年間で2倍となっております。熊の被害が全国各地で起きていて甚大な状況となっております。10月中では12人が亡くなり、11道県で発生した人身被害は145件、163人で、生活圏

での発生は7割、農作業中が3割となっております。人を怖がらず市街地にも出没するアーバンベアの増加もあり、人を襲うケースが後を絶ちません。この状況下の中、鳥獣保護管理法が改正となり、市町村長の許可があれば市街地でも発砲できる緊急銃猟制度が創設されました。札幌市では10月に緊急銃猟を実施し、駆除してございます。発砲判断は、重大かつ危険を伴うため慎重な判断を迫られ、時によっては緊急性を要することもあり、非常に難しいものでありますが、緊急銃猟について町長はどのような考えをお持ちなのかお伺いさせていただきます。

○議長（竹ヶ原利明） 白川町長。

○町長（白川久純） ただいまの野村議員からのご質問にお答えさせていただきます。

近年熊が人の生活圏へ侵入する事件が相次いでおり、人身被害も多発しているところであります。従来の鳥獣保護管理法では、住宅集合地域等では銃器による鳥獣の捕獲等を禁じてきたと、できないと。現実具体的に危険が生じて特に急を要する状況では、銃器を使用した鳥獣の保護等が必要となる場合に警察官の職務執行法に基づく例外的な対応で行われてきたというふうに認識しております。他方で、こうした状況ではない人が住んでいるところで膠着状態、熊が入り込んで膠着状態などがある場合においてもより予防的かつ迅速的に対応することが求められることから、改正鳥獣保護管理法が今年の9月1日に施行されております。これは、市街地に侵入した熊を市町村の判断で銃による駆除ができる緊急銃猟が可能となったものであります。これを所管する環境省では、7月に緊急銃猟ガイドラインを発出してしております。この実施をするためには、人の日常生活圏への侵入、または侵入するおそれがある場合、人への危害を防止する措置が緊急に必要な場合、それから銃猟以外での方法では的確かつ迅速な捕獲が困難である場合、4つ目には住民や第三者に銃猟による危害が及ぶおそれがないと、この4つの条件が満たされている場合に銃による駆除がすることができるということになっております。このガイドラインに基づきまして、本町では雨竜町の緊急銃猟対応マニュアルというのを8月に作成しております。幸いにして本町ではヒグマが人の日常生活圏にとどまるというような事案は発生しておりませんが、実際に熊が出没した際、迅速な対応ができるのか、住民の皆さんの安全を確保した上で流れ弾や跳弾などの防止、それから避難誘導など、市街地の発砲は極めてリスクが

高い、議員ご指摘のとおり、非常に難しい判断が迫られると考えております。

現在北海道猟友会北空知支部雨竜部会では、6名の会員が活動していただいております。中には本年地域おこし協力隊で雨竜町に来られた方もこの部会の会員の中で活躍をしていただいております。この緊急銃猟に対しましては、地元猟友会の協力が欠かせないというところでありますけれども、ハンターの皆さんの不安が拭き切れていないという状況にあります。これは、各地で熊の出没が相次ぎ、人身被害も発生している中で個々の自治体での対応は限界に来ているとしまして、11月上旬には北海道町村会、北海道市長会、それから北海道の連名で環境省に対してヒグマ対策に係る要請を行っているところであります。また、さきの全国町村長大会においても緊急銃猟に備えて国主体で講習会や訓練を行うように求める緊急の要望書が採択されたところであります。既に緊急銃猟が行われた自治体の例などを参考に、今後は北海道、警察、猟友会と連携しながら、慎重に対応していきたいというふうに考えております。

○議長（竹ヶ原利明） 6番、野村耕次郎議員。

○6番（野村耕次郎） 緊急銃猟については、万が一の可能性がないわけではありません。緊急銃猟を実施することが起きないように、また熊との衝突を避けるためにも熊の目撃情報の周知を徹底し、地域住民、農家、保護団体、行政が情報を共有し、生態系の維持や環境保全等のバランスを考えながら共存共栄ためのすみ分けを図り、農産物被害等遭わない、遭わせない持続可能な取組や講習会を該当する住民及び希望者に開設するなど、危険の回避や被害を未然に防ぐ対策が必要ではないかと考えますが、再度町長にお伺いさせていただきます。

○議長（竹ヶ原利明） 白川町長。

○町長（白川久純） 再質問にお答えさせていただきたいと思っております。

ヒグマの目撃情報は、令和5年25件ありました。この25件をピークに毎年ヒグマの出没情報、目撃情報が寄せられております。被害を防止するためには日頃から近づかない、寄せつけない、そういう行動が効果的であり、重要だというふうに考えております。特に食べ物やごみを放置しないですとか、不用意に刺激をしないという管理と対策が必要になってくるというふうに思っております。

議員ご指摘のヒグマとの共存共栄、すみ分けは、これは生態系保護政策が進められ

た結果、個体数が増えて、生活圏への出没が増えているのではないかというような専門家の発表がございます。人身事故はもとより農作物の被害防止のためにも、町が昨年度作成して全戸配布しましたパンフレット、「ヒグマのおはなし」というパンフレットを全戸配布しているところでもありますけれども、これらも活用しながら、目撃や足跡を発見した場合は通報を呼びかけて、その情報に基づき周辺住民の方々への注意喚起を今行っているところでもあります。また、ヒグマの移動経路の推定、これは大変難しいですけれども、相当数の距離を歩くということですので、大変難しいところでもありますけれども、そのほか出没要因の特定を猟友会と共に現地調査を行い、今現在センサーカメラと箱わなを設置し、市街地へ侵入することなく山間部と市街地の境界線において駆除をするための対応、対策をこれまで以上に進め、人身被害や農作物被害の防止を図ってまいります。

また、お話にありました講習会の開催については、十分検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（竹ヶ原利明） 6番、野村耕次郎議員。

○6番（野村耕次郎） 先ほどの答弁の説明では箱わな設置は最も有効な手段であると考えますが、熊の生息地、保護地域と人間等の活動を優先する排除地域、人里を明確に区分し、その間の緩衝地帯を適切な管理及び周知徹底を行っていただきたいと申し上げ、私の質問を終わります。

○議長（竹ヶ原利明） 白川町長。

○町長（白川久純） 今ほど緩衝地帯というお話がございましたけれども、本町では集落から離れたところに点在している農地等がいわゆる熊の生息域と生活圏の緩衝地帯になるのではないかなというふうに思っております。ここ数年目撃情報が寄せられており、またセンサーカメラを設置している中でこの緩衝地帯という、それが定義としてどうかは別としまして、尾白利加幹線沿い、この地帯がちょうど農地と山林との境目というところなんです。また、ほかのところでは尾白利加幹線のないところも山林と河川、それから道路というようなところがございますけれども、そういうところがいわゆる緩衝地帯になるのではないかなというふうに思います。この熊が出没したとき

の情報収集を行いまして、付近住民への注意喚起を図って、またその要因となるものを除去するというのはこれまでも同じでございます。また、近隣のまちとの情報交換もこれは大事なことでないかなというふうに思います。人為的に危険な個体とならないように安易にごみを放置しないとか、そういうことで市街地へ熊が侵入しない対策を進めながら、必要に応じて緩衝地帯での、箱わなが中心になろうかと思いたすけれども、そういう駆除といいますか、対策をこれまでどおり取っていききたいというふうに思います。万が一市街地のほうに熊が現れた場合に、その状態がとどまってしまっているのか、それとも里のほうにといいますか、住民の密集地以外のところに移動するような状況になるのか、これはそのときによっていろいろ判断は変わりますけれども、先ほど言いましたように緊急銃猟ってなかなか難しいと、危険が多いというところもありますので、そうならないために対策を取っていききたいと思いたすし、町民の皆さんにそういう目撃情報をお寄せいただいて、必要な対応を取っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（竹ヶ原利明） 質問順2番、持ち家定住奨励事業の拡充の考えは。

7番、沖田浩一議員。

○7番（沖田浩一） 7番、沖田です。持ち家定住奨励事業の考えについて質問いたします。

我が町では、住まいる定住促進事業の持ち家定住促進事業は新築、リフォーム工事で限度額の範囲内で工事費の10%を奨励しており、活用された方も多くおられます。しかしながら、近年諸般の事情で建築工事費が急騰しており、新築またはリフォームを悩んでおられる方もいます。その方々に少しでも後押しできるよう限度額の増額を考えてはどうでしょうか。また、町内でも建設事業者が限られてきており、新築に限り町外業者でも事業の対象にする考えはないでしょうか。

2点について町長の考えを伺います。

○議長（竹ヶ原利明） 白川町長。

○町長（白川久純） 沖田議員からのご質問にお答えしたいと思います。

雨竜町では、平成の時代に入りまして人口の減少率が高くなってきていると、それ

までに急激に人の動きが加速化しているというようなことから、平成4年度から若者の地元就職、それから持家などの促進をするために雨竜町定住促進事業を始めたところでもあります。当時は10年間の時限措置として条例化をしたところでもありますけれども、それ以後も人口減少が続いていることから平成14年、さらには平成24度にそれぞれ新たな10年事業として内容を見直しながら今日まで来ております。現在も継続ということでございます。平成24年からは、雨竜町田園の里定住促進条例として、特に持ち家奨励の事業の補助率を大きくしております。これは、空き家ですとか空き地対策、加えて町内建設関係の事業者の振興策としても併せて実施してきたところでもあります。

今現在の住まいる定住促進事業は、令和4年4月にスタートしております。この中の雨竜町持ち家奨励金では、新築住宅及び住宅リフォームの工事請負代金の10%、新築は300万円、リフォームは100万円を上限としております。最近ではこの対象事業ではリフォームの工事が多くて、令和4年に7件、5年に5件、6年に3件、7年は11月末現在で4件の交付をしております。新築につきましては、令和4年から6年度の間で対象事業はありませんでした。新築件数は6件とありますけれども、今年度においては1件のみでございます。これは、議員ご指摘のとおり、現在の制度では町外業者による施工は対象外というふうになっています。新築のケースはあっても、町内の事業者でないということで対象外というふうになっております。文字どおり定住を促進するという目的と併せて町内の商工業、地域経済の振興を図っていくという趣旨であることをご理解いただきたいというふうに思います。

また、近年の建築工事単価等の上昇については十分承知をしているところでありますけれども、奨励金としての支援効果は一定程度の成果はあったというふうに考えております。

以上です。

○議長（竹ヶ原利明） 7番、沖田浩一議員。

○7番（沖田浩一） 現状において限度額、また町外業者への拡大は考えていないとのことではありますが、地域の活性化のための定住政策は重要と考えます。また、町内業者の振興も理解しますが、家を建てるということは人生において大きな決断でもあ

り、買物でもあることから、新築に限っては町内、町外に多少の差額は生じても限度額の増額は建て主の趣旨・思考を大切にし、悩んでいる方への後押しにつながると考えます。再度町長の考えを伺います。

○議長（竹ヶ原利明） 白川町長。

○町長（白川久純） ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、定住促進策としてその役割を果たしていくために現行制度の限度額ですとか、それから事業者の選択肢を広げることで、特に新築住宅を持って定住を考えておられる方の後押しになるというようなことについては十分理解をするところであります。

一方で雨竜町住まいる定住促進条例にあるとおり、この目的が地域経済の振興を図るということも事業の目的の一つであります。住宅を建てていただいて、そこでまた住んでもらって経済振興に役立つというのは、これはもちろんですけども、町外事業者も対象とする場合は、これは長年地元の建設関連事業者を対象としてきておりますので、関係団体のご理解も必要ではないかというふうに考えているところであります。今あるこれまでの制度、事業を検証して、町民の皆さんのニーズにどのように応えていくのがよいのかしっかりと考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（竹ヶ原利明） 7番、沖田浩一議員。

○7番（沖田浩一） 住宅の新築については悩む時期は若いときであり、そのタイミングは長くありません。年々工事費が上がっていく今、町内、町外問わず持ち家に対する機運が高まれば若者に希望が持てる施策と考えます。いま一度町長の考えを伺います。

○議長（竹ヶ原利明） 白川町長。

○町長（白川久純） 令和8年4月、来年の4月、新しい雨竜町の総合計画がスタートするところであります。この計画素案には移住、定住の促進を大きな施策の一つに掲げているところであります。この奨励金の額を増額する、または対象事業を拡大するというのがこの移住、定住の促進につながるということであれば、議員からのご意見も参考にさせていただいて、定住政策が前に進むように関係機関、団体とも十分に調整して制度設計をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

- 議長（竹ヶ原利明） 以上で一般質問を終わります。  
暫時休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時20分

- 議長（竹ヶ原利明） 休憩を解き会議を再開します。

◎議案第59号

- 議長（竹ヶ原利明） 日程番号5、議案第59号 専決処分した事件の承認について「令和7年度雨竜町一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

源副町長。

- 副町長（源 英博） ただいま上程いただきました議案第59号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求める。

令和7年12月9日提出、雨竜町長、白川久純。

1枚お開きください。専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年度雨竜町一般会計補正予算（第4号）について下記のように専決処分する。

令和7年10月10日、雨竜町長、白川久純。

記としまして、令和7年度雨竜町一般会計補正予算（第4号）。

令和7年度雨竜町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,675万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億126万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳

入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

お手元に10月10日付の第4号、一般会計の補正予算書があらうかと思ひます。1ページ、2ページをお開き願ひたいと思ひますが、第1表、歳入歳出予算補正、歳入と歳出の部分でございますけれども、この部分に2億6,675万円を追加いたしまして、42億126万8,000円とするものでございます。

それ以降、歳入歳出予算の事項別明細書でございますけれども、ページ数で6ページ目、歳出であります、歳出、2款総務費、1項総務管理費、7目企画費、補正額2億6,675万円を追加いたしまして、6億5,575万7,000円とするものでございます。今回のこの企画費の中につきましては、ふるさと納税分、これの追加分といたしまして2億5,000万円を組み込むものでございます。10節需用費で3,500万円、ふるさと納税返礼品代の増、11節の役務費で2,800万円、ふるさと納税の取扱手数料の増です。12節委託料で2,575万円のうち、ふるさと納税の支援業務委託料の増で1,200万円、ただいま読み上げましたものの総体が2億5,000万円の30%分という形になっているところでございます。委託料の中で地方創生支援業務委託料の増1,375万円につきましては、地方創生支援業務といたしましてサイト事業者の北海道企画へ今回のふるさと納税分2億5,000万円の5%の消費税分1,375万円を組み込むものでございます。この財源につきましては、ふるさと基金より繰り入れるものでございます。24節の積立金1億7,800万円、ふるさと納税創生基金積立金の増となつてございますけれども、積立金につきましては当初予算で寄附額は2億5,000万円見てございました。このうちの収入として2分の1の1億2,500万円を当初予算で計上しておりましたけれども、今回補正後で全体で5億円とするものでございまして、この寄附額の収入の見込み6割の3億円を積立見込みと行うことから、当初予算の積立金額との差1億7,500万円を増額するものでございます。また、個人からの1件の寄附300万円を加えまして、合わせまして1億7,800万円の補正額の増とするものでございます。

5ページをお開きください。17款1項寄附金、2目指定寄附金、補正額2億5,300万円を増額いたしまして、5億310万円とするものでございます。1節の指定寄附金で2億5,300万円、指定寄附金の増となつてございますけれども、これ

につきましては内訳はふるさと寄附金の増で今回の2億5,000万円、また一般寄附で1件の300万円を見ているものでございます。

18款1項1目繰入金、補正額1,375万円を追加いたしまして、5億58万円とするものでございます。1節の基金繰入金で1,375万円、ふるさと創生基金繰入金の増となってございますけれども、歳出で説明いたしました地方創生支援業務の財源として繰入金からの増とするものでございます。

以上で議案第59号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（竹ヶ原利明） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案は、項目が少ないため、質疑は予算書に従い、歳入歳出とも款ごととします。

まず、歳出から行います。6ページをお開きください。2款総務費について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 以上で歳出の質疑を終わります。

次に、歳入の質疑に入ります。5ページをお開きください。17款寄附金について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 18款繰入金について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 以上で歳入の質疑を終わります。

それでは、全体を通して質疑があれば受けます。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第59号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、議案第59号 専決処分した事件の承認について「令和7年度雨竜町一般会計補正予算（第4号）」は、報告のとおり承認されました。

◎議案第60号

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号6、議案第60号 議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

源副町長。

○副町長（源 英博） ただいま上程いただきました議案第60号 議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年12月9日提出、雨竜町長、白川久純。

記としまして、議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例。

議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

説明といたしまして、議会議員の期末手当の支給月数を改正するものでございます。

1枚めくっていただきまして、新旧対照表がついてございますけれども、別冊で議案第60号から62号資料がお手元にあるかと思えます。こちらのほうで説明をさせていただきます。この中の2番目の期末手当の支給月数を4.6から4.65に引き上げ、議会議員の欄を見ていただきたいと思いますけれども、一番右側、計のところを読み上げます。7年度の期末手当につきましては、現行4.6月から4.65月に改定するというものでございます。その下の8年度の期末手当につきましては、8年度についても改正後のこの月数を使用するという形となっているところでございます。

議案のほうの1ページのほうに戻りますけれども、附則といたしまして、第1項は施行期日、第2項は期末手当の内払いを記したものでございます。

以上で議案第60号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（竹ヶ原利明） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第60号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、議案第60号 議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第61号

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号7、議案第61号 特別職給料額等支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

源副町長。

○副町長（源 英博） ただいま上程いただきました議案第61号 特別職給料額等支給条例の一部を改正する条例の制定について。

特別職給料額等支給条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年12月9日提出、雨竜町長、白川久純。

記としまして、特別職給料額等支給条例の一部を改正する条例。

特別職給料額等支給条例の一部を別紙のように改正する。

説明といたしまして、特別職の期末手当の支給月数を改正するものでございます。

1ページお開き願いまして、新旧対照表がございますが、先ほどと同じように60

号から62号資料のほうを見ていただきたいと思います。2番目の特別職等の部分でございすけれども、この部分の計のところを読み上げます。7年度の期末手当につきましては、現行4.6月から4.65月に改正するもの、8年度の期末手当につきましては今回の改正をそのまま8年度使用するというものでございます。

議案のほうに戻りますけれども、新旧対照表の1ページ、附則でございすが、第1項につきましては施行期日、第2項につきましては期末手当の内払い、第3項につきましては令和7年12月に支給される期末手当の特例と、これらを記したものでございす。

以上で議案第61号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いたします。

○議長（竹ヶ原利明） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第61号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、議案第61号 特別職給料額等支給条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第62号

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号8、議案第62号 雨竜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

源副町長。

○副町長（源 英博） ただいま上程いただきました議案第62号 雨竜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

雨竜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年12月9日提出、雨竜町長、白川久純。

記としまして、雨竜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

雨竜町職員の給与に関する条例の一部を別紙のように改正する。

説明といたしまして、国家公務員の給与改定等に準じ、本条例を改正するものでございます。

1 ページ以降新旧対照表が載っておりますけれども、別紙の60号、62号資料のほうを御覧いただきたいと思います。1番目でございますけれども、一般職給料表は、これは7年4月1日より適用するというものでございます。平均改定率は3.3%、初任給は大卒者1万2,000円、高卒者1万2,300円を引き上げるもの、若年層に重点を置き、その他職員も引上げをするものでございます。

2番目の期末、勤勉手当の支給月数のところでございますけれども、一般職の部分で、7年度期末手当でございますが、計のところでは現行期末手当2.5月を2.525月、そして勤勉手当を現行2.1月を2.125月に、合わせまして4.65月にするものでございます。8年度についても改定後の月数となっているところでございます。

また、その下、定年前再任用短時間勤務職員でございますけれども、7年度期末手当につきましては計のところでは現行1.4月を1.425月に、勤勉手当のほうにつきましては現行1.0月を1.025月に、合わせまして2.45月に改定すると。8年度につきましてもこの改定後の月数となっているところでございます。

裏面でございますけれども、3番目といたしまして通勤手当の見直しでございます。7年4月1日より適用の部分で、記載の現行から改正後への変更をするものでございます。

議案に戻りますけれども、8ページをお開きください。附則でございます。附則といたしまして、第1項、第2項につきましては施行期日等、それから第3項は給与の

内払い、第4項は令和7年12月に支給する期末手当の特例、第5項は令和7年12月に支給する勤勉手当の特例、第6項は号給の切替え、第7項は切替日前の異動者の号給の調整、これらを記したものでございます。

以上で議案第62号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（竹ヶ原利明） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第62号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、議案第62号 雨竜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

昼食のため暫時休憩します。

休憩 午前11時38分

再開 午後 1時30分

○議長（竹ヶ原利明） 休憩を解き会議を再開します。

### ◎議案第63号

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号9、議案第63号 令和7年度雨竜町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

源副町長。

○副町長（源 英博） ただいま上程いただきました議案第63号 令和7年度雨竜町一般会計補正予算（第5号）。

令和7年度雨竜町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,525万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億3,651万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、繰越明許費、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費」による。

第3条、債務負担行為の補正、債務負担行為の追加・変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

第4条、地方債の補正、地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和7年12月9日提出、雨竜町長、白川久純。

別冊の12月9日付一般会計補正予算（第5号）をお開き願いたいと思います。1ページ目、2ページ目、3ページ目につきましては、第1表、歳入歳出予算補正でございまして、歳入歳出ともに3,525万1,000円を追加し、42億3,651万9,000円とするものでございます。

7ページの事項別明細書の後の部分で、歳出のほうから説明をさせていただきます。12ページをお開きください。1款1項1目議会費、補正額7万8,000円を追加し、3,414万5,000円とするものでございます。3節の職員手当で7万8,000円、議員期末手当の増、これにつきましては期末手当を4.6か月から4.65月にするための手当の増でございます。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、補正額1,677万7,000円を追加し、5,400万1,000円とするものでございます。17節備品購入費で1,310万円、備品購入費の増となっております。これにつきましては、町有バス1台の購入でございます。現有の町有バス、平成12年車でございますけれども、20万6,000キロ走行しております。このバス1台を入れ替えるというもので

ございまして、寄附を受けたことによりまして購入するというものでございます。納車に数か月かかることから繰越予算とするものでございます。24節積立金367万7,000円につきましては、記載の各積立金利子の増となっております。

7目企画費、補正額306万3,000円を追加し、6億5,882万円とするものでございます。7節、18節ございますけれども、この部分につきましては住まいる定住の出産の部分でございます。7年度の9月補正で出生13人としていたところをその後2名増加で15名ということで、その差2名分を追加するというところでございまして、7節報償費は6万円、住まいる定住促進事業出産祝報償費の増、これは商品券の分でございまして1人頭3万円、18節の負担金補助及び交付金14万円につきましては、住まいる定住促進事業補助金の増につきましては1人頭7万円の現金分支給であります。24節の積立金286万3,000円につきましては、記載の各種基金積立利子の増となっております。

次ページでございしますが、2項徴税费、1目税務総務費、補正額35万7,000円を追加し、2,199万5,000円とするものであります。12節委託料で35万7,000円、総合行政システムの個人住民税改修業務委託料となっておりますけれども、内容につきましては7年度の税制改正で所得税に係る控除額変更に伴うシステム改修となっております。

3款民生費、1項社会福祉費、1目の社会福祉総務費、補正額122万円を追加し、1億7,174万4,000円とするものでございます。19節扶助費で100万円、冬季生活支援給付費の増につきましては、燃料高騰によりまして1世帯頭1万円を給付しておりますけれども、今年度に限り1万5,000円とするものでございます。その下、24節積立金22万円につきましては、記載の基金利子積立てとなっております。

2目老人福祉費、補正額680万2,000円を追加し、5,611万1,000円とするものであります。12節、14節ございますけれども、内容につきましては令和8年度よりシルバーハウス内の配食サービス委託業務を廃止いたしまして、シルバーハウス施設内で食事を提供するものでございます。12節委託料で120万3,000円、シルバーハウス指定管理費の増、これにつきましては炊飯器等の備品等の

増となっております。14節工事請負費559万9,000円につきましては、シルバーハウス施設改修等工事費でございます。施設内の配膳スペース、それから機器設置及び関連工事となっております。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費につきましては、財源振替となっております。内容につきましては、多子世帯の保険料軽減支援事業補助金の道費を受けたことにより財源振替となっております。

2目の児童措置費、補正額120万9,000円を追加いたしまして、3,428万2,000円とするものでございます。19節扶助費で115万円、児童手当の増となっておりますけれども、児童手当の対象者が当初187名から196名、9名増となっております。内容は出生、転入等によるもので、この部分の増となっております。22節償還金利子及び割引料5万9,000円、国費過年度分精算還付金となっておりますけれども、内容は令和6年度の児童手当制度システム改修実績減に伴います還付となっております。

次ページに移ります。6款農林水産業費、1項農業費、2目農業振興費、補正額177万7,000円を追加し、3億5,391万4,000円とするものでございます。24節積立金177万7,000円は、記載の各種基金利子の積立増。

その下、6目の国営農地整備事業費、補正額317万4,000円を追加し、1,938万8,000円とするものでございます。24節積立金で317万4,000円につきましても記載の基金利子積立増の増となっております。

その下、2項林業費、1目林業振興費、補正額1万円を追加し、1,331万5,000円とするものでございます。24節積立金で1万円は、記載の基金利子積立金の増。

7款1項商工費、1目商工振興費、補正額10万8,000円を追加いたしまして、3,784万8,000円とするものでございます。24節積立金で10万8,000円につきましては、記載の基金利子積立金の増となっております。

8款土木費、4項住宅費、1目住宅管理費、補正額130万円を追加いたしまして、1,847万3,000円とするものでございます。10節需用費で130万円、町営住宅修繕費の増となっておりますが、入退去時の修繕費不足に伴います増となっ

ております。

10款教育費、1項教育総務費、3目学校管理費につきましては、財源振替となっております。内容につきましては、新十津川給食センターの整備事業債増による財源振替となっております。

12款1項公債費、1目元金、財源振替となっております。内容につきましては、減債基金繰入れを戻したことによります財源振替となっております。

13款1項1目職員費、補正額62万4,000円を減額し、4億7,029万円とするものでございます。2節、3節につきましては、退職職員の人件費の減と、それから令和7年度の人勸による職員費の増による差引きとなっております。2節給料で36万6,000円の減、一般給料の減、3節の職員手当で25万8,000円の減、期末、勤勉手当の減となっているところでございます。

次のページでございますけれども、資料としてついてございますが、16ページから20ページにつきましては給与費の明細の補正前、補正後の比較、21ページは地方債の調書、22ページから23ページは債務負担の調書となっております。説明は省略させていただきます。

続きまして、歳入に移ります。9ページをお開きください。10款1項1目地方交付税、補正額670万6,000円を追加いたしまして、16億8,484万4,000円とするものでございます。1節地方交付税で670万6,000円、普通交付税の増となっております。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、補正額29万7,000円を追加いたしまして、1億1,530万8,000円とするものでございます。2節の児童福祉費負担金で29万7,000円、児童手当負担金の増につきましては対象者増によります国庫負担金の増となっております。

15款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金、補正額6万2,000円を追加いたしまして、4,813万5,000円とするものでございます。2節の児童福祉費負担金で6万2,000円は、児童手当負担金の増、対象者増によります道費負担金の増となっております。

2項道補助金、2目民生費道補助金、補正額25万7,000円を追加いたしまし

て、398万3,000円とするものでございます。2節の児童福祉費補助金で25万7,000円、多子世帯保育料軽減支援事業費補助金となってございます。これにつきましては、多子世帯の部分の補助となってございまして、対象4名となっているところでございます。

16款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金、補正額1,177万9,000円を追加いたしまして、1,393万9,000円とするものでございます。1節の利子及び配当金で1,177万9,000円、記載の各種基金利子収入の増となっているところでございます。

17款1項寄附金、2目指定寄附金、補正額5万円を追加いたしまして、5億315万円とするものでございます。1節指定寄附金で5万円、指定寄附金の増となってございます。個人寄附1件の増となっているところでございます。

18款1項1目繰入金、補正額1億5,465万8,000円を減額いたしまして、3億4,592万2,000円とするものでございます。1節の基金繰入金で1億5,465万8,000円の減、内訳といたしまして財政調整基金繰入金の減で4,295万8,000円の減につきましては、財調からの繰入れを戻すものでございます。その下、減債基金繰入金の減、1億2,480万円の減でございしますが、これも減債基金からの繰入れを戻すものでございます。その下、ふるさと創生基金繰入金の増1,310万円につきましては、町有バス購入の財源として充当するものでございます。

19款1項1目繰越金、補正額1億6,775万8,000円を追加し、1億6,776万8,000円とするものでございます。1節前年度繰越金で1億6,775万8,000円、前年度繰越金の増、繰越金の全額を収入処理するものでございます。

21款1項町債、5目教育債、補正額300万円を追加いたしまして、800万円とするものでございます。1節の給食センター整備事業債300万円、給食センター整備事業債の増、新十津川給食センターの連続炊飯システム整備事業債の増となっているところでございます。

続きまして、4ページ目、第2表、繰越明許費でございます。追加といたしまして、2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費で町有バス購入事業1,310万円につきましては、町有バス購入に数か月を要するため財源を繰り越すものとしているも

のでございます。

第3表、債務負担行為補正、追加であります。中空知生活交通確保対策負担金、期間といたしまして令和7年度から令和8年度まで、800万円の限度額、これにつきましては深川、雨竜、妹背牛、滝川で公共交通の深滝線の路線維持のために2市2町で負担いたしまして車両、バス1台を購入するため債務負担行為を追加するものでございます。

その下、変更でございますが、国営雨竜暑寒土地改良事業負担金、変更前と変更後でございますが、終わり年度が8年度から9年度に変更となっております。国営雨竜暑寒地区の完了年度が1年延伸したためとなっております。

続きまして、6ページ、第4表、地方債補正でございます。変更で、教育債、給食センター整備事業債は、先ほど来説明しております新十津川給食センターの連続炊飯器システムの部分でございます。限度額500万円から800万円に変更するというものでございます。

以上で議案第63号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（竹ヶ原利明） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案は、項目が少ないため、質疑は予算書に従い、歳入歳出とも款ごととします。

まず、歳出から行います。12ページをお開きください。1款議会費について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 12ページから13ページ、2款総務費について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 3款民生費について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 14ページ、6款農林水産業費について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（竹ヶ原利明） 7 款商工費について質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）
- 議長（竹ヶ原利明） 1 5 ページ、8 款土木費について質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）
- 議長（竹ヶ原利明） 1 0 款教育費について質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）
- 議長（竹ヶ原利明） 1 2 款公債費について質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）
- 議長（竹ヶ原利明） 1 3 款職員費について質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）
- 議長（竹ヶ原利明） 以上で歳出の質疑を終わります。  
次に、歳入の質疑に入ります。9 ページをお開きください。1 0 款地方交付税について質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）
- 議長（竹ヶ原利明） 1 4 款国庫支出金について質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）
- 議長（竹ヶ原利明） 1 5 款道支出金について質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）
- 議長（竹ヶ原利明） 1 0 ページ、1 6 款財産収入について質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）
- 議長（竹ヶ原利明） 1 7 款寄附金について質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）
- 議長（竹ヶ原利明） 1 0 ページから 1 1 ページ、1 8 款繰入金について質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）
- 議長（竹ヶ原利明） 1 9 款繰越金について質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）
- 議長（竹ヶ原利明） 2 1 款町債について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 以上で歳入の質疑を終わります。

次に、4ページをお開きください。第2表、繰越明許費について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 次に、5ページをお開きください。第3表、債務負担行為補正について質疑ありませんか。

3番、木村議員。

○3番(木村啓治) 私は、この債務負担行為補正についてお伺いしたいと思います。

中空知生活交通確保対策として、令和7年度から令和8年度までを期間とし、深滝線に運行する車両の購入経費を沿線自治体で負担するものと認識しておりますが、現状道内バス会社の経営は大変厳しく、収益性の低いバス路線の維持に関して企業のハードルは高いものがあります。深滝線も毎年度雨竜町は沿線自治体と共に運行経費の収支状況により相当額を負担し、住民の生活路線の維持、確保に努めておりますが、近年は人件費、燃料などの高騰、とりわけ運転手不足を大きな要因として、道内では都市、地方を問わず便数の減や路線が廃止されております。この債務負担行為は、バス路線の維持において必要な予算であることは理解しますが、今回の車両購入によりバスが使えるうち、またはしばらくは深滝線のバス運行の継続が確約されているのか、現状と町の考えを伺います。

○議長(竹ヶ原利明) 安田総務課長。

○総務課長(安田尚之) 債務負担行為で購入しますバスにつきましては、現状のバス路線の運行をしておりますバスの老朽化、これが原因でございます。今この時期に更新をしなければ現状の運行に支障を来すということで購入をするということで、2市2町の中で協議した中で負担金ということで対応するというところで行っているものでございまして、木村議員のおっしゃる今後の長い路線の維持というものについては当然行っていただきたいという部分はありますけれども、今の近々の問題としてはこの現状のバスの運行に支障が出る、この部分を解消するために予算を計上するものでございます。

以上です。

○議長（竹ヶ原利明） 3番、木村啓治議員。

○3番（木村啓治） 今おっしゃられた関連する協議会、2市2町の沿線自治体の交通確保対策に係る情勢も見定め、関連される執行予算が今後とも雨竜町を通過するバス路線の維持において効果的な対応をできるように努めていただきたいと思います。

また、参考までに、滝川市の場合は1,300万円という新聞報道がありました。雨竜町は800万円、あと深川、妹背牛の負担額はおっしゃられていたらお願いしたいと思います。

○議長（竹ヶ原利明） 安田総務課長。

○総務課長（安田尚之） まず、この路線の維持のために必要な経費ということで2市2町の中で協議をしているものでございまして、滝川のほうで予算の部分1,300万円というふうに報道で出ておりますけれども、まだバスの購入はこれからのものでございますし、あとは通常運行しております経費の負担割合に応じた中で雨竜町につきましては800万円というものを限度額として設定してございますが、内容につきましてはこれから細かな部分については協議がされていくということになります。よろしいでしょうか。

○議長（竹ヶ原利明） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 次に、6ページをお開きください。第4表、地方債補正について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） それでは、全体を通して質疑があれば受けます。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第63号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、議案第63号 令和7年度雨竜町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第64号

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号10、議案第64号 令和7年度雨竜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

源副町長。

○副町長（源 英博） ただいま上程いただきました議案第64号 令和7年度雨竜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

令和7年度雨竜町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,429万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月9日提出、雨竜町長、白川久純。

お手元の12月9日付国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を御覧いただきたいと思います。1ページ目、2ページ目につきましては、第1表、歳入歳出予算補正でございまして、歳入歳出ともに80万2,000円を追加し、1億3,429万7,000円とするものでございます。

事項別明細書の歳出の6ページをお開き願いたいと思います。1款総務費、2項徴税費、1目賦課徴収費、補正額5万5,000円を追加いたしまして、1,217万8,000円とするものでございます。11節役務費で5万5,000円、標準システムネットワーク利用料となっております。これにつきましては、国保標準システムの接続系統の変更に伴いますネットワーク利用料となっております。

2款1項1目基金積立金、補正額74万7,000円を追加いたしまして、77万2,000円とするものでございます。24節積立金で74万7,000円は、記載の基金利子積立金の増となっているところでございます。

続きまして、歳入、5ページをお開きください。3款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、補正額74万7,000円を追加し、77万2,000円とするものでございます。1節利子及び配当金で74万7,000円は、財政調整基金利子収入の増となっているところでございます。

4款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額5万5,000円を追加し、1,412万4,000円とするものでございます。1節財政調整基金繰入金で5万5,000円は、財政調整基金繰入金の増、基金より財源を充当するものでございます。

以上で議案第64号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（竹ヶ原利明） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案は、項目が少ないため、質疑は予算書に従い、歳入歳出とも款ごととします。

まず、歳出から行います。6ページをお開きください。1款総務費について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 2款基金積立金について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 以上で歳出の質疑を終わります。

次に、歳入の質疑に入ります。5ページをお開きください。3款財産収入について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 4款繰入金について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 以上で歳入の質疑を終わります。

それでは、全体を通して質疑があれば受けます。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第64号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 異議なしと認めます。

よって、議案第64号 令和7年度雨竜町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第65号

○議長(竹ヶ原利明) 日程番号11、議案第65号 令和7年度雨竜町農業集落排水事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

源副町長。

○副町長(源 英博) ただいま上程いただきました議案第65号 令和7年度雨竜町農業集落排水事業会計補正予算(第2号)。

総則、第1条、令和7年度雨竜町農業集落排水事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正、第2条、収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、第1款農業集落排水事業収益、補正前の額8,337万円、補正額441万3,000円、計8,778万3,000円、第2項営業外収益、補正前の額5,137万円、補正額1,000円、計5,137万1,000円、第3項特別利益、補正前の額300万円、補正額441万2,000円、計741万2,000円。

支出、第1款農業集落排水事業費用、補正前の額9,093万円、補正額32万3,

000円、計9,125万3,000円、第1項営業費用、補正前の額8,838万2,000円、補正額32万3,000円、計8,870万5,000円。

令和7年12月9日提出、雨竜町長、白川久純。

お手元に7年度集落排水事業補正予算書（第2号）があろうかと思えます。1ページ開いていただきまして、今ほど説明した内容でございます。

予算に関する説明書の2ページでございますが、事項別明細書が書かれてございますけれども、これの詳細につきまして予算書の12ページ、13ページを説明させていただきます。まず、13ページでございますが、収益的支出でございます。1款農業集落排水事業費用、1項営業費用、3目総係費、補正額32万3,000円を追加いたしまして、2,534万8,000円とするものでございます。1節から32節まで記載がございますけれども、内容につきましては職員人件費1名分で、令和7年度人勸によります給与改定の増となっているところでございます。

続きまして、12ページでございます。収益的収入、1款農業集落排水事業収益、2項営業外収益、5目雑収益、補正額1,000円を追加し、2,000円とするものでございます。3節その他の雑収益で1,000円、消費税還付加算金となっているところであります。

その下、3項特別利益、1目過年度損益修正益、補正額441万2,000円を追加いたしまして、741万2,000円とするものでございます。1節過年度修正益で441万2,000円、6年度消費税還付金の増となっておりますが、6年度の消費税還付金が確定したことによる増額となっているところでございます。

そのほか3ページから11ページにつきましては、詳細となっておりますので、説明は省略させていただきます。

以上、議案第66号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（竹ヶ原利明） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

予算書の13ページをお開きください。収益的支出について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 次に、12ページをお開きください。収益的収入について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） それでは、全体を通して質疑があれば受けます。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第65号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、議案第65号 令和7年度雨竜町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第66号

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号12、議案第66号 雨竜町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

源副町長。

○副町長（源 英博） ただいま上程いただきました議案第66号 雨竜町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

雨竜町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年12月9日提出、雨竜町長、白川久純。

詳細につきましては、担当課より説明させます。

○議長（竹ヶ原利明） 西井産業建設課技術長。

○産業建設課技術長（西井浩司） 記といたしまして、雨竜町営住宅の設置及び管理

に関する条例の一部を改正する条例。

雨竜町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を別紙のように改正する。

説明といたしまして、雨竜町第2満寿団地解体工事の竣工に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次のページをお開きください。新旧対照表にてご説明いたします。第3条、町営住宅等の設置について、別表を改めるものであります。別表1につきまして、第2満寿団地解体工事の竣工に伴いまして棟数及び戸数の変更及び一部削除するものであります。

表の中ほどの団地名、第2満寿、建設年度、昭和58年度、棟数6を棟数3に、戸数12を戸数6に棟数及び戸数を変更するものであります。

その下、建設年度、昭和59年度につきましては、用途廃止により削除するものです。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行する。

以上、雨竜町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹ヶ原利明） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第66号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、議案第66号 雨竜町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第67号

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号13、議案第67号 雨竜町道路線の認定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

源副町長。

○副町長（源 英博） 議案第67号 雨竜町道路線の認定について。

道路法第8条第1項の規定により次の雨竜町道路線を認定するため、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和7年12月9日提出、雨竜町長、白川久純。

詳細につきましては、担当課より説明させます。

○議長（竹ヶ原利明） 西井産業建設課技術長。

○産業建設課技術長（西井浩司） 記といたしまして、認定する道路、路線番号131、路線名、わかば1号線、起点、雨竜町字尾白利加99番地204地先、終点、雨竜町字尾白利加99番地204地先、重要な経過地はありません。

路線番号132、路線名、わかば2号線、起点、雨竜町字尾白利加99番地204地先、終点、雨竜町字尾白利加99番地204地先、重要な経過地はありません。

路線番号133、路線名、わかば3号線、起点、雨竜町字尾白利加99番地204地先、終点、雨竜町字尾白利加92番地16地先、重要な経過地はございません。

説明といたしまして、雨竜町道路線を認定するため、議会の議決を求めるものであります。

別に配付されております議案第67号資料を御覧ください。場所につきましては、わかば団地内の道路になります。赤く色塗りされておりますわかば1号線、青く色塗りされておりますわかば2号線、緑に色塗りされておりますわかば3号線、このわかば1号線、2号線及び3号線の道路敷地が1筆として分筆されていることから、わかば1号線、2号線の起終点及びわかば3号線の起点が同じ地番となっております。

道路構成、延長につきましては、わかば1号線257メートル、わかば2号線61.84メートル、わかば3号線179.71メートル、車道幅員は3路線とも5.5メートル、舗装構成につきましては3路線とも表層細粒度アスコン3センチ、アスファ

ルト安定処理5センチの8センチの2層舗装となっております。

以上、雨竜町道路線の認定についての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（竹ヶ原利明） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第67号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、議案第67号 雨竜町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第68号

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号14、議案第68号 雨竜町ジュニアスクールを管理する指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

源副町長。

○副町長（源 英博） ただいま上程いただきました議案第68号 雨竜町ジュニアスクールを管理する指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、雨竜町ジュニアスクールを管理する指定管理者を次のとおり指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年12月9日提出、雨竜町長、白川久純。

詳細につきましては、担当課より説明させます。

○議長（竹ヶ原利明） 瀧山教育課長。

○教育課長（瀧山智治） 記といたしまして、1、指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地、名称、雨竜町ジュニアスクール、所在地、雨竜町字満寿33番地94。

2、指定管理者となる団体の名称、代表者の氏名及び所在地、名称、いがらし塾、代表者の氏名、塾長、五十嵐英昭、所在地、雨竜町字満寿31番地56。

3、指定の期間、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間。

説明といたしまして、地方自治法の規定に基づき、雨竜町ジュニアスクールの管理を上記指定管理者に指定したいので、議会の議決を求めるものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（竹ヶ原利明） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） これもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第68号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、議案第68号 雨竜町ジュニアスクールを管理する指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時17分

再開 午後 2時17分

○議長（竹ヶ原利明） 休憩を解き会議を再開します。

◎議案第69号

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号15、議案第69号 雨竜町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

白川町長。

○町長（白川久純） ただいま上程いただきました議案第69号 雨竜町監査委員の選任につき同意を求めることについて。

地方自治法第196条第1項の規定により、次の者を選任することについて、議会の同意を求める。

令和7年12月9日提出、雨竜町長、白川久純。

記、1、識見を有する者のうちから選任する雨竜町監査委員、氏名、木村幸一、任期、令和7年12月27日から令和11年12月26日までの4か年。

説明としまして、雨竜町監査委員、木村幸一氏は、令和7年12月26日、任期が満了するので、上記の者を選任することについて議会の同意を求めるものであります。

木村氏の経歴につきましては、裏面のほうに記載されておりますので、ご一読いただきたいと思っております。

以上、提案を申し上げまして、よろしくご審議いただきましてご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（竹ヶ原利明） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） これをもって質疑を終結します。

お諮りします。本案は人事案件であり、この際討論を用いないで原案に同意することに決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、議案第69号 雨竜町監査委員の選任につき同意を求めることについては、

当該候補者が適任であると認め、原案に同意することに決しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時20分

○議長（竹ヶ原利明） 休憩を解き会議を再開します。

木村幸一さんが議場におられますので、この場より木村幸一さんを雨竜町監査委員に同意することに決定したことを通知します。

#### ◎議案第70号

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号16、議案第70号 雨竜町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

白川町長。

○町長（白川久純） ただいま上程いただきました雨竜町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

地方税法第423条第3項の規定により、次の者を選任することについて、議会の同意を求める。

令和7年12月9日提出、雨竜町長、白川久純。

記、氏名、酒井美恵子、任期は令和8年3月20日から令和11年3月19日までの3か年。

説明としまして、雨竜町固定資産評価審査委員会委員、菅原明睦氏は、令和8年3月19日任期が満了するので、上記の者を選任することについて議会の同意を求めるものであります。

酒井氏の経歴につきましては、裏面に記載のとおりでございます。ご一読いただきたいと思います。

よろしくご審議を賜り、ご同意賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹ヶ原利明） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） これをもって質疑を終結します。

お諮りします。本案は人事案件であり、この際討論を用いないで原案に同意することに決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、議案第70号 雨竜町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、当該候補者が適任であると認め、原案に同意することに決しました。

#### ◎議案第71号

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号17、議案第71号 滝川市の公の施設の雨竜町民の利用についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

源副町長。

○副町長（源 英博） ただいま上程いただきました議案第71号 滝川市の公の施設の雨竜町民の利用について。

地方自治法第244条の3第2項の規定により、滝川市教育支援センターを別紙協定書のとおり利用する。

令和7年12月9日提出、雨竜町長、白川久純。

詳細につきましては、担当課より説明させます。

○議長（竹ヶ原利明） 瀧山教育課長。

○教育課長（瀧山智治） まず最初に、説明といたしまして、滝川市教育支援センターを雨竜町民が利用するための協定書の締結につきまして議会の議決を求めるものがあります。

別紙協定書について裏面に基づきご説明申し上げます。滝川市教育支援センターの

利用に関する協定書案となっております。

滝川市（以下「甲」という。）と雨竜町（以下「乙」という。）は、地方自治法第244条の3第2項の規定に基づき、滝川市教育支援センターを雨竜町の小学校及び中学校に在籍する児童または生徒が利用することについて、次のとおり協定を締結する。

第1条につきましては、利用に供する施設及び事業についてであります。滝川市の条例に規定する滝川市教育支援センター及びそれに規定されている条例第3条第1号及び第2号に掲げる事業としております。

第2条につきましては、管理運営につきまして、滝川市の条例施行規則に規定されているところによるというものでございます。

第3条、経費の負担、雨竜町の児童生徒の利用に関する経費は、乙、雨竜町の負担とするものでございます。

第4条、協定の期間、この協定期間は、令和7年12月15日から令和8年3月31日までとする。

第2項で、この協定の期間満了の日の2月前までに甲または乙のいずれからも解約または改定の意思表示がない場合であって、甲及び乙の当該経費に係る予算が議決されたときは、当該期間満了の日の翌日からさらに1年間この協定の期間を更新するものとする。更新後にこの協定の期間が満了した場合についても、同様とするというところでございます。

第5条、その他、この協定に定めるもののほか必要な次項は、甲乙協議して定めるという内容でございます。

最後に、この協定書を証するために本書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有するというものでございます。

甲が滝川市、滝川市長、乙が雨竜町、雨竜町長となっております。

なお、協定書の日付でございますが、本日以降滝川市で指定される日付として協定を結ぶ予定でございます。

以上、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（竹ヶ原利明） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第71号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 異議なしと認めます。

よって、議案第71号 滝川市の公の施設の雨竜町民の利用については、原案のとおり可決されました。

#### ◎発議第2号

○議長(竹ヶ原利明) 日程番号18、発議第2号 雨竜町議会議員定数等検討特別委員会設置に関する決議についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

須見栄一議員。

○8番(須見栄一) 発議第2号、雨竜町議会議長、竹ヶ原利明様、令和7年12月9日、提出者、雨竜町議会議員、須見栄一、賛成者、雨竜町議会議員、沖田浩一、同じく賛成者、雨竜町議会議員、吉見拓也。

雨竜町議会議員定数等検討特別委員会設置に関する決議について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出いたします。

雨竜町議会議員定数等検討特別委員会設置に関する決議。

次のとおり雨竜町議会議員定数等検討特別委員会を設置するものとする。

記、1、名称、雨竜町議会議員定数等検討特別委員会。

2、設置の根拠、地方自治法第109条及び雨竜町議会委員会条例第5条。

3、目的、雨竜町議会議員の定数等に関する調査、検討。

4、委員の定数、7名。

5、設置の期間、調査、検討の終了まで、閉会中も継続するとする。

議員各位のご理解をお願いいたします。

○議長（竹ヶ原利明） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。発議第2号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号 雨竜町議会議員定数等検討特別委員会設置に関する決議については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま設置されました雨竜町議会議員定数等検討特別委員会の委員については、委員会条例第6条第2項及び会議規則等運用例第108項並びに第110項の規定により、議長を除く7名の議員を選任することとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、雨竜町議会議員定数等検討特別委員会の委員については、議長を除く7名の議員を選任することに決定しました。

#### ◎会議案第6号

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号19、会議案第6号 閉会中の委員会所管事務調査についてを議題といたします。

局長に朗読させます。

局長。

○事務局長（小宮山めぐみ） 会議案第6号 閉会中の委員会所管事務調査について。  
閉会中の所管事務調査について、各委員会より次のとおり申出があったので許可することについて付議する。

令和7年12月9日提出、雨竜町議会議長、竹ヶ原利明。

記、委員会名、議会運営委員会。件名、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項。調査期間、令和8年第1回定例会まで。

委員会名、行政常任委員会。件名、予防を中心とした保健事業。調査期間、令和8年第1回定例会まで。

以上で会議案第6号の説明といたします。

○議長（竹ヶ原利明） 質疑があれば受けます。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 本案は質疑もないので、原案のとおり決したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、会議案第6号 閉会中の委員会所管事務調査については、申出のとおり許可することに決しました。

#### ◎閉会の宣告

○議長（竹ヶ原利明） 以上で本議会に付議された議案全部の審議が終了しました。

これをもって本日の会議を閉じ、令和7年第4回雨竜町議会定例会を閉会いたします。

（午後 2時35分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するために  
ここに署名する。

雨竜町議会議長

署名議員

署名議員